

予防原則について：第76回委員会（4月9日）での議論のために

平成20年4月8日

寶 馨

「予防原則」という言葉はまだ確立されたものではない。環境分野で用いられることの多い用語であるが、色々な議論があるようである。

1992年の環境と開発に関する国際連合会議（UNCED）リオデジャネイロ宣言の第15原則には以下のようにまとめられた。

**原則15** 環境を防御するため各国はその能力に応じて予防的取組を広く講じなければならない。重大あるいは取り返しのつかない損害の恐れがあるところでは、十分な科学的確実性がないことを、環境悪化を防ぐ費用対効果の高い対策を引き延ばす理由にしてはならない。ここでは「予防原則」と言わず、「予防的取組」と表現されている。「予防原則」と言うとき、それは単純な「疑わしきは罰す」論になってしまうことも多いようであり、近年では、それと区別して「予防的取組」と表現されることが多くなってきているようである。

一方、治水の観点から「予防原則」あるいは「予防的取組」についても主張しなければならない。すなわち、上の**原則15**を参考にするならば

**原則** 流域の特性に応じて一定規模の治水安全度を確保するため、各国はその能力に応じて予防的取組を広く講じなければならない。重大あるいは取り返しのつかない損害の恐れがあるところでは、環境に対する十分な配慮・対策をした上で、洪水被害・人命被害を防ぐ費用対効果の高い対策を引き延ばすことなく推進すべきである。

「予防」の意味は、上記両者の文言において「引き延ばす」にも関係していることに留意しなければならない。引き延ばすことによってその間に損害が起こったなら、それは「予防」を怠ったことになるからである。

したがって、事業推進中のものをいたずらに停止・延期させてはならない。

※予防原則、予防的取組、予防的措置などに関する最近の議論を以下に参考のために上げておく。

#### 予防原則

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

「予防原則 (Vorsorgeprinzip)」の語は1970年代からドイツで使われ始めた。「予防措置 (precautionary measure)」の語は、国際的には、オゾン層の保護のためのウィーン条約(1985)、モントリオール議定書(1987)などにあらわれている。EUでは1992年のマーストリヒト条約で環境政策上の基本原理として「予防原則 (precautionary principle)」の概念が導入されたが、その具体的な定義はされていない。2002年の欧州食品法典 (Regulation (EC) 178/2002) では、「公衆衛生上の決定を行う必要があるが当該リスクに関する科学的情報が不完全である場合に危険管理者に与えられたひとつの選択肢」と定義されている。

また、1992年の環境と開発に関する国際連合会議 (UNCED) リオデジャネイロ宣言の第15原則には以下のようにまとめられた。

**原則15** 環境を防御するため各国はその能力に応じて予防的取組を広く講じなければならない。重大あるいは取り返しのつかない損害の恐れがあるところでは、十分な科学的確実性がないことを、環境悪化を防ぐ費用対効果の高い対策を引き伸ばす理由にしてはならない。

その後の各種の国際条約や各国内の法規制にその考えがとり入れられてきているが、国際的には、単純な「疑わしきは罰す」論と区別するため、「予防原則」とは区別して「予防的取組 (precautionary approach)」と表現されることが多い。2002年のヨハネスブルクサミットでも、実施計画の中の化学物質などに関する文言について、EUは「予防原則」の語を使用すべきと提案したが、日米などの提案により、リオ宣言の「予防的取組」を使用した。なお、EUにおいても「予防原則」の語を用いているものの、できるかぎり総合的な科学的評価と「許容可能」なリスク水準を考慮して判断を行うべきとする考えも公表しており、単純な「疑わしきは罰す」ではない。

<http://www.ne.jp/asahi/chemicals/precautionary/precaution1.html>

予防原則（予防的措置）とは――better safe than sorry

大竹千代子

「予防原則（Precautionary Principle）」あるいは「予防的措置（Precautionary Approach）」という言葉は、単に、「物事を予防的に行うやり方」を一般的に指している言葉ではありません。現在、欧州、カナダを中心に化学物質の安全性や、環境の保護を推進するために適用されている政策決定の一方法を意味しています。

化学物質に限って考えるなら、ヒトに重大な有害性や不可逆的な有害性を与えると判断できる要素があり、リスクアセスメントが行われた結果、多くの不確実性を含んでいるため、必ずしも科学的に因果関係が証明できないが、予防的に規制した方がよいと判断出来る場合に、「予防原則にもとづいて」、規制を行う、というように用いられる言葉です。

「予防的措置（precautionary approach）」の定義は国連環境開発会議リオ宣言の原則15に「環境を保護するための予防的措置は、各国において、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれのある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない。」と定義されています（UNCED、1992）。

それに対し、日本の国内法に用いられている概念、未然防止（preventive principle）は、「化学物質や開発行為と影響の関係が科学的に証明されており、リスク評価の結果、被害を避けるために未然に規制を行う」と定義され、現在議論されている予防原則（あるいは 予防的措置）とは明確に区別されます（奥真美, 1999）。

また、米国には予防原則はない、とよく言われますが、実際は「precautionary prevention（未然予防）」と呼ばれるものがあり、「予防原則」と呼ばれていません。しかし、法律の中に「予防（precaution）」の精神は、化学物質の管理や環境保護に生かされています（O' Riordan, 1994）。医療や公衆衛生の分野で用いられるこの言葉は、「診断を疑ってみることの利益（better safe than sorryごめんなさいよりもっと安全を）」として、通常、患者の手に委ねられているのです（EEA, 2002）。

この文のタイトルで、あえて「予防原則」と「予防的措置」を並べたのには理由があります。UNCEDの「予防的措置」のこの定義に近い考え方は、EUでは「予防原則」と呼んでいます（EUの

予防原則適用のガイドライン参照)。他の国でも「予防的措置」と呼んでいるところが多いようです。予防原則（予防的措置）を適用するに当たっては、EUや多くの国で、さまざまな条件を決めています。EUや私たちの考え方の概要を参考にしてください。

これまで日本国内ではあまり議論されることは無く、従って、従来の法律の中に、現在海外で議論されているいわゆる「予防原則」は取り入れられていません。唯一、2000年の第2次環境基本計画の中に、「予防的な方策」としてUNCEDの精神が明記されているのみです。

また、日本ではグリーンピース・ジャパンが予防原則の活発な活動を行っています。そのアプローチの方法はEUや欧州各国、米国と異なり、リスクアセスメントの重要性を認めていないようです。

このように、予防的措置、予防原則は、用語や定義が必ずしも統一されていませんが、リスクアセスメントによってさえも科学的に確実な結果が導かれない問題に対し、人の健康や環境の保護に、時間的な前倒しをして何らかの手を打つという目標は同じです。そのアプローチの方法が今いくつか提案されているのです。

#### 引用資料

EU/EEA (2002) Late Lessons from early warning: the precautionary principle 1896-2000  
[http://reports.eea.eu.int/environmental\\_issue\\_report\\_2001\\_22/en](http://reports.eea.eu.int/environmental_issue_report_2001_22/en).

O'Riordan, T., & Cameron, J., (1994) Interpreting the Precautionary Principle, Earthscan Publications

UNCED (1992), UN Conference on Environment and Development,  
<http://www.un.org/geninfo/bp/enviro.html>

Wingspread Statement on the Precautionary Principle (1998),  
<http://www.wajones.org/wingcons.html>

奥真美(1999) ジュリスト増刊号、有斐閣